

むつ市低未利用土地利用促進協定認可要領

令和6年1月22日制定

(目的)

第1条 本要領は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第46条第26項及び第80条の3から第80条の9に規定する低未利用土地利用促進協定（以下「協定」という。）の認可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定の認可の申請)

第2条 法第80条の3第4項の規定による認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低未利用土地利用促進協定認可申請書（様式第1号）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 協定書の写し
- (2) 協定締結の理由を記載した書面
- (3) 協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が協定の認可申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 低未利用土地の所有者等（法第80条の3第1項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書面
- (6) 土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(認可の基準等)

第3条 市長は、申請書の提出があった場合において、認可の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第80条の4の規定による認可をしなければならない。

- (1) 協定について、法第80条の3第1項第1号の低未利用土地の所有者等の全員の合意を得ていること。
- (2) 協定の内容が、法第80条の3第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。
- (3) 申請手続が法令に違反しないこと。

(協定の変更の認可の申請)

第4条 法第80条の5の規定による変更の認可を受けようとする者は、低未利用土地利用促進協定変更認可申請書（様式第2号）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 協定の変更書の写し
- (2) 協定の変更の理由を記載した書面
- (3) 変更した協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が協定の変更の認可申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 低未利用土地の所有者等の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書面
- (6) 変更に係る部分の土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

2 前条の規定は、前項の規定による変更の許可申請の許可について準用する。

（協定に係る認可の通知）

第5条 市長は、第2条又は前条の認可をしたときは、低未利用土地利用促進協定認可通知書（様式第3号）又は低未利用土地利用促進協定変更認可通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。